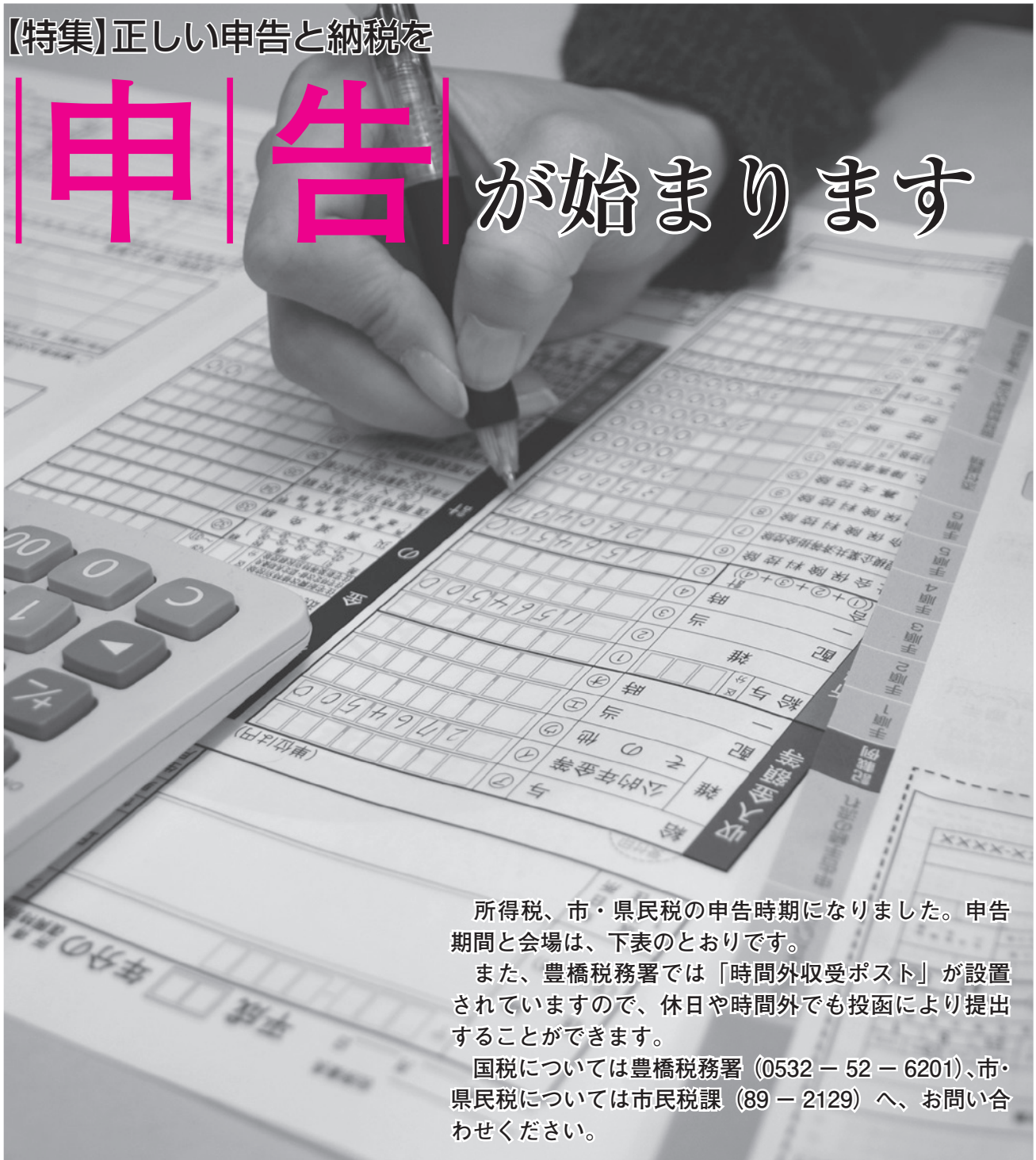


【特集】正しい申告と納税を

申告が始まります



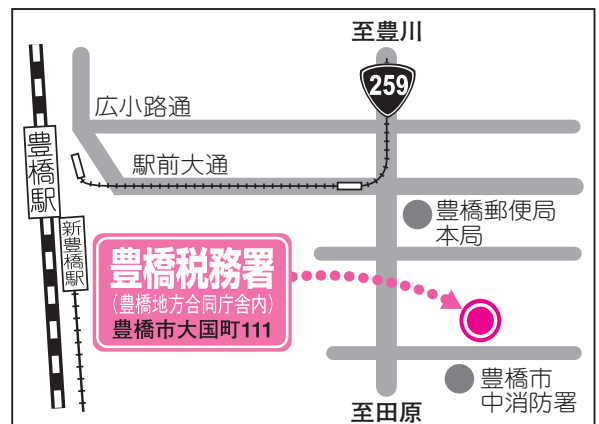
所得税、市・県民税の申告時期になりました。申告期間と会場は、下表のとおりです。

また、豊橋税務署では「時間外收受ポスト」が設置されていますので、休日や時間外でも投函により提出することができます。

国税については豊橋税務署（0532 - 52 - 6201）、市・県民税については市民税課（89 - 2129）へ、お問い合わせください。

申告の種類	申告期間	相談会場
所得税	2/17~3/17	豊橋税務署 (9:00~17:00) ※会場周辺は大変混雑しますので、公共交通機関のご利用をお願いします
市・県民税	2/12~3/17	文化会館はじめ市内各会場

- ◎土・日曜日を除く。ただし、豊橋税務署では2月23日、3月2日の日曜日は受け付けます。
- ◎市・県民税の各会場日程は6ページをご覧ください。



所得税の確定申告などは お早めに

所得税の確定申告が 必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、収入の種類などにより分けられ、次の方が対象となります。申告書はできるだけ自分で書いて、申告期間内にお早めに提出してください。

主な収入が給与の方

- ① 平成二十五年中の給与収入が、二千万円を超えた方
- ② 二カ所以上から給与を受けた方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計が二十万円を超えた方
- ③ 給与所得および退職所得以外の所得が二十万円を超えた方

主な収入が年金の方

- ① 平成二十五年中の公的年金の収入額が四百万円を超えた方
- ② ①には該当しないが、その他所

得が二十万円を超えた方 個人の事業経営者

平成二十五年度の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

復興特別所得税が 適用されます

平成二十五年度の所得税より、復興特別所得税が適用されます。これは、東日本大震災からの復興施策を実施するにあたり必要な財源確保のため創設されたもので、基準所得税額に二・一割の税率を乗じたものを所得税と併せて納税する義務があります。なお、年末調整をされた方は、その際に復興特別所得税も併せて精算しますので、手続きの必要はありません。

先ずお問合せ
豊橋税務署
(0532)52-6201

所得税が還付される 場合があります

確定申告の必要がない方でも、給与や年金などから源泉徴収された所得税のうち、納め過ぎになった税金が戻る場合があります。主な事例は、次のとおりです。

- ① 平成二十五年中に退職し、再就職していない場合
- ② 平成二十五年中に多額の医療費を支払った場合
- ③ 災害や盗難の被害を受けた場合
- ④ 住宅ローンなどを利用して、家を新築・購入・増改築した場合



還付も同じ申告書でできます

税の相談はお気軽に

さまざまな税に関する相談を受け付けます。なお、混雑が予想されますので、ご了承ください。

■年金受給者および住宅取得者への確定申告相談会

期間 二月三日から十四日まで
(土・日曜日、祝日を除く)

時間 午前九時から正午までと
午後一時から五時まで

会場 豊橋税務署

対象 ①年金受給者で、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出する方②給与所得者で、金融機関などからの借り入れをして家を新築・購入・増改築した方

その他 給与所得者で、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができますが、事前に添付書類をそろえる必要があります。詳しいことは、お問い合わせください

■国税に関する電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く
午前八時三十分から午後五時まで

電話番号 豊橋税務署

(0532)52局6201番)

なお、自動音声により案内しております

確定申告に必要なもの

確定申告に必要な書類などは、次のとおりです。

- ① 印鑑
- ② 申告書（豊橋税務署、市民税課（北庁舎一階）、一宮総合支所、音羽・御津・小坂井支所、プリ

インターネットでの申告・納税

国税庁では、確定申告書などをパソコンで作成できるサービスやインターネットで申告や納税ができる「e-Tax」などを行っています。

詳しいことは、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

確定申告書を自宅で作成

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を作成できます。A4サイズの普通紙に印刷し、添付書類を同封の上、豊橋税務署（〒440-8504 豊橋市大町一丁目）へ、郵送で提出することができます。

才窓口センター（プリオビル五階）に用紙があります。

- ③ 給与所得者または公的年金等受給者は、源泉徴収票または支払者の証明書（コピーは不可）
- ④ 事業所得がある方および譲渡所得があった方は、収入および必要経費の額が分かるもの
- ⑤ 各種控除を受ける方は、その確

e-Taxを利用するには

e-Taxを利用して申告や納税を行うには、住民基本台帳カードと電子証明書の取得、ICカードリーダーライタの購入などが必要となります。e-Taxについてはe-Taxヘルプデスク（0570-015901）、住民基本台帳カードと電子証明書については市民課（89局2136番）へ、お問い合わせください。



認ができるもの（証明書・領収書など）

確定申告書の提出先

確定申告は申告期間である二月十七日から三月十七日までに豊橋税務署へ申告してください。ただし、給与所得、公的年金などの雑所得、医療費控除などの申告は、市・県民税申告会場でも相談・受け付けできます。完成した申告書だけ市民税課（北庁舎一階）でも受け付けできます。

なお、次の申告相談を希望される方は、豊橋税務署へご相談ください。

- ① 事業所得（営業、農業など）、不動産所得の確定申告をされる方
- ② 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてされる方
- ③ 土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当所得を確定申告される方
- ④ 株式の譲渡損失に伴う繰越申告をされる方
- ⑤ 過年分の確定申告、準確定申告、贈与税、消費税および地方消費税の申告をされる方
- ⑥ 雑損控除（災害、盗難などの控除）を受けようとする方

■ 二月二十三日、三月二日の日曜日にも相談できます

所得税の確定申告などの国税の申告は、二月二十三日、三月二日の日曜日にも、午前九時から午後五時まで、豊橋税務署で相談・受け付けできます。

■ 税理士による無料税務相談期間 二月十七日から三月四日まで（土・日曜日を除く）

時間 午前九時三十分から正午までと午後一時から三時三十分まで

会場 文化会館大会議室

その他 土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当所得を確定申告される方、贈与税、消費税および地方消費税の申告をされる方、税務署への来署案内を受けた方は受け付けできません。また、混雑の状況により早めに受け付けを終了することがあります



市・県民税の申告は 市内の各申告会場へ

市・県民税の 申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要です。ただし、平成二十五年度の所得税の確定申告をする方は、市・県民税の申告は必要ありません。

主な収入が給与の方

- ① 年末調整がされている給与所得以外の所得が二十万円以下の方
- ② パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされていない方（確定申告をする方を除く）

主な収入が年金の方

確定申告をしなくてもよい方で、各種控除を受ける方
**収入がなかった方と
非課税所得だけがかった方**

平成二十六年一月一日現在、豊川市に住所がある方で、親族の税

金上の扶養に入っていない方（各種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です）

なお、国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方で、所得がない方・減少した方・障害年金や遺族年金などを受けている方などは、所得金額が一定基準以下の場合、保険料の軽減や減免を受けることができます。所得の多少に関わらず、必ず申告をしてください。

個人の事業経営者や 土地・建物などを売却した方

確定申告をしなくてもよい方

市・県民税の受け付け

市・県民税の申告の受け付けについては、次のとおりです。申告にあたっては「申告書の書きかた」をよく読んでいただき、三月十七日（月）までに申告を行ってください。

受付期日・会場・対象 左ページ

お問合せ先
市民税課
89-2129

のとお

受付時間 午前の部 九時から正午まで
▽午後の部 一時から四時まで

その他 市・県民税の申告が必要と思われる方には、二月上旬までに申告書を郵送する予定です。なお、市・県民税の申告書の提出は、郵送でも受け付けできますので、豊川市役所市民税課（〒442-8601 諏訪一の二）へ、お送りください



控除の確認、お忘れなく

次のような控除があります。

■ おむつ費用の医療費控除

おむつ代の領収書に、医師や市が発行する証明書を添付すると、医療費控除を受けることができます。

■ 医師発行の証明書が必要な方

傷病などによりおむつを六ヵ月以上使った方で、医師からおむつの使用が必要と認められた方

■ 市発行の証明書で申告できる方

おむつ費用の申告が二年目以降で、要介護認定を受けており、一定の条件に該当する方

■ 住宅ローンに係る特別控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方（平成十九・二十年の入居者は除く）で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、その差額分を市・県民税の所得割額から控除することができます。

なお、事業所から提出される「給与支払報告書」や「確定申告書」に「住宅借入金等特別控除可能額」などの記入があれば控除額を把握できるため、申告は不要です。ただし、その記載がない場合は控除の適用が受けられません。

市・県民税の申告受付期日と会場

期日	会場	対象	期日	会場	対象
2月17日から 3月17日まで (土・日曜日を除く)	文化会館大会議室	市内全域(ただし、3月11日・12日は指定校区だけ受付)	3月4日(火)	市役所本31会議室	中部小学校区、牛久保小学校区
2月12日(水)	御津生涯学習会館	御津北部小学校区	3月5日(水)	小坂井生涯学習会館	伊奈町(南山新田、佐脇原以外)
2月13日(木)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(西方、坪野、大草、赤根)	3月6日(木)	小坂井生涯学習会館	小坂井町、篠束町、宿町、平井町
2月14日(金)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(上佐脇、下佐脇、新田、御馬)	3月7日(金)	小坂井生涯学習会館	伊奈町南山新田・佐脇原、美園
2月20日(木)	ふれあいセンター	平尾小学校区、三蔵子小学校区	3月10日(月)	農業者トレーニングセンター	一宮南部小学校区、豊小学校区、東部小学校区
2月21日(金)	ふれあいセンター	八南小学校区、千両小学校区	3月11日(火)	農業者トレーニングセンター	一宮東部小学校区
2月25日(火)	音羽文化ホール	萩小学校区、御油小学校区	3月11日(火)	文化会館大会議室	桜町小学校区
2月26日(水)	音羽文化ホール	赤坂小学校区、長沢小学校区	3月12日(水)	農業者トレーニングセンター	一宮西部小学校区
2月27日(木)	市役所本31会議室	豊小学校区、豊川小学校区	3月12日(水)	文化会館大会議室	代田小学校区
2月28日(金)	市役所本31会議室	三蔵子小学校区、金屋小学校区	3月13日(木)	西部地域福祉センター	御油小学校区
3月3日(月)	市役所本31会議室	東部小学校区、桜木小学校区、天王小学校区	3月14日(金)	西部地域福祉センター	国府小学校区

- ◎受付時間は午前の部が9時から正午まで、午後の部が1時から4時までです。
- ◎文化会館の2月17日～21日の申告受け付けは大変混雑することが予想されます。
- ◎会場の混雑具合により、申告をお受けできない場合があります。
- ◎指定された会場で申告できない場合は、文化会館または、都合の良い会場へお出掛けください。

ご注意ください!

市・県民税の申告会場では、事業所得(営業、農業など)、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、山林所得、申告分離選択の配当所得の確定申告をされる方、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の確定申告を初めてされる方、株式の譲渡損失に伴う繰越申請をされる方、過年分の確定申告、準確定申告、贈与税、消費税および地方消費税の申告の申込をされる方、雑損控除(災害、盗難などの控除)を受けようとする方の受け付けはできません。豊橋税務署をご利用ください。

■社会保険料控除

平成二十五年中に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。支払った額は、公的年金などの源泉徴収票や「年間納付済額のお知らせ」をご確認ください。

国民年金保険料については、日本年金機構から郵送される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」をご確認ください。

問合せ先 下表のとおり

保険料種別	担当部署	電話番号
国民健康保険料	保険年金課	89-2118
後期高齢者医療保険料	保険年金課	89-2164
介護保険料	介護高齢課	89-2173
国民年金保険料	豊川年金事務所	89-4046

■要介護者認定を受けている方の障害者控除

身体障害者手帳などをお持ちでない方も、市が発行する認定書の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。

対象 介護保険法に基づく要介護認定を受けている六十五歳以上で、障害などにより日常生活における自立度が一定の条件に該当する方

問合せ先 介護高齢課(89局2286番)